



報道関係者各位

平成 29 年 12 月 13 日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課 長 浅尾 真輔

課 長 補 佐 佐藤 正

地方障害者雇用担当官 後藤 正

電話番号 088-611-5387

平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

徳島労働局（局長 鈴木麻里子）は、このほど、徳島県内の民間企業や公的機関などにおける、平成 29 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づく平成 29 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務がある事業主等に報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.0%）

○実雇用率、雇用障害者数ともに過去最高を更新。

- ・実雇用率は **2.17%【全国第 15 位】**（前年比 0.08 ポイント上昇）
- ・法定雇用率達成企業の割合は **66.0%【全国第 4 位】**（前年比 2.3 ポイント上昇）
- ・雇用障害者数は **1,657.5 人**（前年比 6.9%増加）

＜公的機関等＞（同 2.3%、県などの教育委員会は 2.2%）

○県、教育委員会、独立行政法人は、実雇用率及び雇用障害者数で前年を上回り、全機関で雇用率を達成。

○市町村は、実雇用率及び雇用障害者数で前年より下回り、雇用率の達成割合は対前年と同程度（80.6%）。

- ・県：実雇用率 2.59%(2.42%)、雇用障害者数 98.0 人(92.0 人)
- ・市 町 村：実雇用率 2.42%(2.47%)、雇用障害者数 182.5 人(183.5 人)
- ・教育委員会：実雇用率 2.32%(2.15%)、雇用障害者数 127.5 人(120.0 人)
- ・独立行政法人：実雇用率 2.37%(2.25%)、雇用障害者数 71.0 人(67.0 人)

※()内は前年の値

※平成 25 年 6 月に成立した改正障害者雇用促進法により、平成 30 年 4 月 1 日から精神障害者が法定雇用率の算定の基礎の対象となることから、民間企業における法定雇用率は、現行の 2.0%から 2.2%に、更に 3 年を経過するより前に 0.1%引き上げられ、2.3%になることが決定しています。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数

・雇用されている障害者の数は1,657.5人で、障害種別毎の内訳は身体障害者1052.5人（前年比3.0%増）知的障害者463.5人（同12.2%増）精神障害者141.5人（同21.5%増）と、いずれも前年より増加した。

※ 雇用障害者数に少数点が付されているのは、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）」については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしているため。

なお、短時間労働者以外の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしていることから雇用数を算出するに当たりダブルカウントとしている。

○ 企業規模別の状況

規模 項目	50人以上 56人未満	56人以上 100人未満	100人以上 300人未満	300人以上 500人未満	500人以上 1000人未満	1000人以上
実雇用率	3.60 (3.37)	2.13 (1.87)	2.24 (2.26)	1.92 (1.92)	2.22 (2.14)	2.05 (1.99)
法定雇用率 達成企業 割合	54.8 (55.3)	66.1 (65.1)	69.7 (67.5)	57.1 (44.4)	75.0 (71.4)	71.4 (57.1)
雇 用 障 害 者 数	80.0 (67.0)	281.5 (256.5)	585.0 (554.5)	204.5 (199.5)	134.0 (114.0)	372.5 (359.5)

注1) ()内は平成28年の数値

注2) 単位は、実雇用率及び法定雇用率達成企業割合は%、雇用障害者数は人

○ 法定雇用率未達成企業の状況

・平成29年の法定雇用率未達成企業は146社（前年は153社）。うち、不足数が0.5人又は1人の企業（1人不足企業）は108社（前年は113社）で、法定雇用率未達成企業全体に占める割合は74.0%であった。

・また、障害者を1人も雇用していない企業は93社（前年は93社）で、法定雇用率未達成企業全体に占める割合は、63.7%（前年は60.8%）となった。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県 の 機 関（法定雇用率2.3%）

・県の機関に在職している障害者の数は98.0人、実雇用率は2.59%と前年に比べ0.17ポイント上昇した。4機関全ての機関が達成した。

(2) 市 町 村 の 機 関（法定雇用率2.3%）

・市町村の機関に在職している障害者の数は182.5人、実雇用率は2.42%と前年に比べ0.05ポイント減少した。31機関中25機関が達成した。

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

- ・県等の教育委員会に在職している障害者の数は127.5人、実雇用率は2.32%と前年に比べ0.17ポイント上昇した。2機関全ての機関が達成した。

(4) 独立行政法人（法定雇用率2.3%）

- ・独立行政法人に在職している障害者の数は71.0人、実雇用率は2.37%と前年に比べ、0.12ポイント上昇した。3機関全ての機関が達成した。

【参考】 徳島労働局における障害者雇用促進の取組み

障害者の雇用対策の推進・・・平成29年度重点施策

ハローワークを中心に、関係機関（徳島障害者職業センター、各障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、医療機関など）との連携のもと、就職を希望する障害者が一人でも多く就職できるよう取り組んでいます。

○法定雇用率未達成企業等に対する指導・提案

法定雇用率未達成企業のうち、特に、

- ・雇用障害者がゼロ人の企業
 - ・障害者雇用のノウハウを有する企業
 - ・障害者雇用納付金制度の適用拡大（※1）により新たに対象となった企業
- を重点的に、法定雇用率達成に向けた指導・提案を実施

○福祉・教育・医療から雇用への移行の推進

障害者福祉施設、特別支援学校等の教育機関、医療機関の利用者・生徒・保護者の方などに対する意識啓発として、

- ・就労支援セミナー
- ・事業所見学会
- ・職場実習
- ・合同就職面接会（※2）

などの事業を実施し、雇用への移行を推進

○就労支援による職場定着の強化

就職準備段階から就職後も見据えて、

- ・ハローワークと関係機関が一体となった「チーム支援」
- ・ジョブコーチ支援（※3）

を実施することにより、職場定着を強化

（※1）障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的とした制度で、平成27年4月から、適用対象企業が従来の200人超え規模から100人超え規模に拡大された。

（※2）「ふれあい就職面接会」として、本年は9月26日に全県版を開催。参加求職者131名、企業・自治体44社が参加。今後は各ハローワーク単位で開催予定。

（※3）障害者の職場適応を容易にするため、職場適応援助者（ジョブコーチ）は業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援や事業主に対する職務や職場環境の改善の助言を実施。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率の推移

